

知っておきたいフリンジ・ベネフィット税

2020 年は世界的に勤務形態が大幅に変化した年となり、労働者の大多数が在宅勤務を余儀なくされました。これらの変化に伴いフリンジ・ベネフィット税 (FBT) に対してもいくつかの変更があり、21 年 FBT 課税年度 (20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日) より適用となります。その中には、例えば従業員がコロナ禍によって支障を受けている (またはそのリスクがある) 場合、宿泊施設、食事、または輸送など各種支援の提供に対して FBT を免除とする緊急支援規定があります。

FBT とは？

FBT とは、現金以外のベネフィットを従業員やその関係者に支給した場合に、雇用主に課せられる税金です。

その主な目的は、各従業員が雇用主からベネフィット相当額を給与として受領した場合に個人所得税対象とされるべき額を雇用主に対し課税することとなります。基本的に支給したベネフィットとほぼ同額が個人所得税最高税率に相当する税率で FBT として課せられます。

日系企業が一般的に支給している FBT 対象ベネフィットは、以下のようなものが挙げられます。

- 従業員による私的利用(通勤を含む)が可能な社用車の支給
- 就業時間中に従業員へ提供される駐車場スペース(会社敷地内外問わず)
- 経費の立替精算、物品・サービスの直接支給
- 交際費(ゴルフや会食を含む)
- 駐在員の家賃、光熱費
- 雇用主が代わりに支払った個人所得税

FBT の計算方法

FBT を計算するには、課税対象となるベネフィット額にグロス・アップ率を適用し、その後 FBT の税率を適用します。

21 年 FBT 課税年度(20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日)のグロス・アップ率及び税率は下表の通りです。

	率	対象額
タイプ 1 グロス・アップ率 <i>GST の仕入税額控除が可の場合</i>	2.0802	課税対象ベネフィット額 (GST 込み)
タイプ 2 グロス・アップ率 <i>GST の仕入税額控除が不可の場合</i>	1.8868	課税対象ベネフィット額
FBT 税率	47%	グロス・アップした課税対象額

FRINGE・ベネフィットには、様々な免除規定や優遇措置、評価法・計算方法が設定されているため、FBT 課税規定の理解が不十分であると、法令違反や FBT の過少払い、過剰払いといった問題につながりかねません。

FBT 申告における課題

■ 少額ベネフィット免除の適用

少額ベネフィット免除(Minor Benefits Exemption)は、一度につき支給されるベネフィットが 300 豪ドル未満、かつ支給がまれで不規則な場合に適用することができます。この免除適用について留意すべき点は例えば、従業員が取引先と 1 人当たり 300 豪ドル未満の会食に参加したとしても(注 1)、免除を適用するには会食が「まれで不規則(infrequency and irregularity)」であるという条件も満たす必要であるということです。そのため、FBT 年度内に同従業員がその他の会食に何回参加したかを確認する必要があります。また、この「まれで不規則」であるかという判断には、明確なルールはありませんので各納税者による適切な判断が求められます。

(注 1)少額ベネフィット免除は、事業主が実費用方式で会食費を評価している場合のみ適用可能で、50/50 分割方式が使用された場合は適用されないで留意してください。

■ 記録の保管

他の税務申告と違い、FBT 申告書の作成にはさまざまなソースからデータを収集する必要があります。給与関連情報以外にも従業員の社用車使用記録、出向契約書、請求書の詳細などを精査し、従業員の宣誓書、雇用主の計算方法選択書が必要な場合もあります。必要書類がそろわなければ、FBT 課税額が大幅に増えることもあります。またデータは、課税対象となる行為または取引日から起算して 5 年間の保管義務があります。

■ 申告期限

申告期限の短さも大きな負担となります。雇用主は、FBT 年度末である 3 月末から 2 カ月未満という極めて短期間で FBT 申告を完了する必要があります。21 年度の FBT に関しては、21 年 5 月 21 日が申告及び納付の

期限です。EYのようなタックス・エージェントを利用する場合は、納付期日を21年5月28日、そして申告期日を21年6月25日まで延長することが可能となります。

データの重要性

FBT 申告において、すべての基本となるのがデータです。申告課題のほとんどは関連のデータが効率よく管理できていれば解決できるものです。

■ ATO による監視強化

近年、ATO はシングル・タッチ・ペイロールをはじめ、プロセスのデジタル化を推進しており、これにより FBT 申告書内容を ATO が保有する各種データや、同業他社のデータとの比較を行うことで、簡単に異常値を特定することが可能となっています。この分析次第では税務調査につながることもありますので、可能な限り FBT 申告書作成の基となる情報を適切に記録、保管しておく必要があります。

FBT の税務データ管理について

■ チェック・リストの作成・レビュー

FBT 申告書作成に必要な情報源のチェック・リストを作成し、すべての情報がそろっていることを確認しましょう。前年度の FBT 申告データは、とても参考になりますが、新しいFRINGE・ベネフィットの支給や新たな FBT 規定の導入など年度ごとに状況は変わるので、前年度の申告データだけを参照するのは避けましょう。例えば、昨年「Car Parking Benefit」が申告されていなかったからといって、適切な確認なしに今年度も申告が必要ないと結論付けることは避けましょう。

■ 関連書類の保管

FBT 申告書作成時に使用したデータの情報源、FBT 申告に関して重要な記録、計算方法選択書や宣誓書を保管しましょう。これにより、税務調査の際 ATO への対応を迅速に行うことが可能となり、また FBT 申告の担当者が退職した際に後任者が準備を円滑に行うことが可能となります。

■ データ管理と整理のスパンを短縮

FBT 関連データの収集を年度末にまとめて行うのではなく、年間を通して(例:四半期ごと)行うことを推奨します。これにより、年度末の業務量が軽減され、問題点の早期発見が可能となります。

2021 年度のFRINGE・ベネフィット税(FBT)変更点

昨年より多くの企業が勤務体制を「在宅勤務」に移行しました。その結果、モニターなど在宅勤務に必要な機器を備えた機能的な在宅ワークスペースの必要性が高まったり、通勤パターンが変化するなど、多くの波及的な影響が出ました。これらに伴い、様々なベネフィット評価方法を再検討することで、2021年度の FBT を節約することが可能となります。

社用車と FBT

貴社では計算の簡素化のために法定公式法(SFM)を採用し続けているでしょうか？その場合、2021年 FBT 課税年度は例年よりも FBT の費用を実際の利用状況に比べ多く支払うことになる可能性があります。SFM 採用の場合、従業員の住居で保管されている社用車は、コロナ禍で従業員の住居がオフィスとして使用されていたとしても、私的利用が可能であると見なされるため、FBT の対象となります。そのため社用車がほとんど私用目的で使用されていない場合、運転コスト法(OCM)によりベネフィットの算定をした方が FBT のコストを抑えることができる可能性があります。OCM を採用するには、少なくとも12週間に渡り、社用車の利用状況を私的・ビジネス目的に分けて記録したログブックをもとに、ビジネス目的の割合(Business %)を算出することが必要となりますのでご留意してください。

コロナ禍以前のログブックを管理している企業のうち、従業員による社用車の利用状況が大幅に変わった可能性がある場合には、改めて新しいログブックを12週間記録するよう従業員に指示し、保管しておくといいかもかもしれません。

OCM 採用に関し、ATO はコロナ禍により社用車利用のパターンに変化が予想されるにもかかわらずコロナ禍以前のログブックを引き続き参照できるとしています。したがって、社用車の私的利用の割合が減少した場合には新しいログブックを採用することもできますし、既存のログブックの参照を選択することも可能です。いずれの場合も、従来どおり、FBT 年度開始時点と終了時点の自動車の走行距離の記録をロックダウン期間中も含めて記録しておく必要があります。

駐車場

オフィスの駐車施設が閉鎖されている／されていた場合、または在宅勤務などにより施設の利用頻度が大幅に減少している場合、これらの変化が FBT コストに与える影響を検討する価値があります。

なおコロナ禍によるパンデミックでのオフィス閉鎖期間を SFM に基づく駐車施設利用可能日から除外できる可能性があり、これについて ATO より見解が近日発表されることが想定されます。しかし、この記事作成時点ではまだ発表はありません*。

SFM を採用しない場合は、雇用主は実費用方式によりロックダウン期間中の FBT の影響を最小限に抑えることができ、さらに計算に使用される駐車スペースの総数を減らすことができるため、今年と今後の費用を節約することが可能となります。この方法を採用するには、詳細なロックダウン、オフィスシャットダウンの状況や駐車場の利用状況、利用者数などの記録保持が必要となります。

従業員の健康管理と各種福利厚生ベネフィット

主な勤務体制が「在宅勤務」へ移行したことにより、雇用主から従業員の健康と幸福度の維持のサポートに関する質問が多く我々のもとに寄せられています。これらのサポートに対する取り組みの中には、従業員への民間医療保険に対する補助、ギフトパック／ケアパッケージの提供、地元企業支援に参加できるよう地元のカフェ／レストランのバウチャーの提供、といったものが挙げられます。FBT の観点から、利用可能な免除／減税制度があるかどうか、さらにはそうした制度を適用することが実務的に可能か検討することが重要となります。

比較的導入しやすいのは、少額ベネフィットを対象とした免除制度の利用でしょう。例えば、地元のレストランからコーヒー／ランチ／ディナーを購入するために従業員に提供される 300 ドル未満の使い切り型ギフトカードは、適切な利用において、免除対象のFRINGE・ベネフィットとなります。

また医療ベネフィットに関連した FBT の変更点を挙げますと、出張などの際に必要な健康診断、予防医療、カウンセリングの提供または費用負担を会社が行う場合、FBT が免除されることになりました。具体例では、雇用主がロックダウン期間中に、従業員全般にインフルエンザワクチン接種またはメンタルヘルスカウンセリングの利用を可能にした場合、これらのコストに対して FBT の免除を受けることが可能となります。

緊急支援

コロナ禍において国境閉鎖やロックダウンにより後任者が豪州に到着するまでの帰国の延期、日本に一時帰国している間に国境閉鎖されたことによる国外滞在延長、自己隔離や検疫義務など様々な影響が出ています。このような状況に対して雇用主が宿泊、食事、または交通手段の支援を提供する場合、FBTの緊急救援規定上、免除対象とみなされる可能性があります。緊急救援規定を適用するには、以下の2つの条件を満たさなければなりません。

- ベネフィットが**即時に救援を提供する緊急支援**であること
- 従業員がコロナ禍によって悪影響を受けている、またはそのリスクにさらされていること

こうした規則の適用例には以下のシナリオが含まれます(適用に際してはある特定の制限条件あり):

- 海外出張または州外出張を終えて帰宅する従業員が**強制的に課される隔離費用の払い戻し**
- 移動制限のために**帰宅できない従業員の一時的な短期の宿泊代**(ホテルなど)および食事代の支払い
- 帰宅する従業員の航空運賃の支払い

その他の FBT 免除

■ 再訓練および技能再教育費用

連邦予算案では、2020年10月2日以降に余剰人員となった従業員または余剰人員となることが決まった従業員に対して雇用主が提供する特定の再訓練および技能再教育費用に対し FBT 免除が適用されることが発表されました。

■ 中止となったイベント

雇用主が返金不可のイベント参加費を従業員のために支払い、そのイベントが後日中止となった場合、これらの費用は FBT の対象とはなりません。しかし、従業員が参加費を支払い、イベントの中止により雇用主が払い戻しを行った場合、他の控除規則が適用可能でない限り、FRINGE・ベネフィットが発生します。

※本稿は2021年2月1日に執筆されたものです。

※本稿は出版時の時点で適用される一般的な情報を提供する目的で作成されており、法的助言を行うものではありません。本稿の内容に関連する事項については、正式な法的助言を別途受けた上で判断される必要があります。



新井泰弘
EY ジャパン・ビジネス・サービス
雇用関連税務・個人所得税申告

ピープル・アドバイザー・チームでシニアコンサルタントを務め、日系企業の窓口を担当。豪州の税務全般と法人会計管理業務の経験があり、特に個人所得税申告や雇用関連税務の知識、経験が豊富

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

Sydney/Melbourne

Sydney/Brisbane



篠崎純也 Junya Shinozaki
Director, JBS Sydney Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Sydney

Perth



カーズ裕子 Yuko Kearns
Director | Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax, JBS Perth
Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



ジャイルズ・ジョーンズ パトリック
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
patrick.giles-jones@au.ey.com



近藤貴輝 Takaki Kondo
Senior Manager, Assurance
+61 8 9222 8715
takaki.kondo@au.ey.com

About EY

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets. Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate. Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2021 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.